

「相生市地域防災計画（改訂案）」に対する意見の募集について

「相生市地域防災計画（改訂案）」を作成いたしました。

「相生市民意見提出制度（パブリックコメント制度）の実施に関する要綱」に基づき、この案に対する市民の皆さんのご意見を募集します。

お寄せいただいた意見は、それに対する市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、ご意見に基づき計画を修正したときは、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

計画改訂の趣旨

相生市地域防災計画については、災害対策基本法第42条に基づき、市の地域における地震災害や風水害等の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に策定しております。

最上位計画である国の中央防災会議が作成する災害基本計画を基に、災害の種類に応じて講じるべき対策ごとの構成とし、災害予防等の時間的順序に沿った計画となっております。

今回、災害対策関連の法令改正や国・県の防災計画との整合性を図るとともに、最近の施策の進展等を踏まえ、相生市地域防災計画を改訂しようとするものです。

意見提出ができる方

- ・相生市に住所がある者
- ・相生市に事務所又は事業所があるもの
- ・相生市内の事務所又は事業所に勤務する者
- ・相生市内の学校に在学する者
- ・相生市に納税義務がある者
- ・この計画に利害関係があるもの

意見の提出期限

令和7年12月1日（月）から令和8年1月4日（日）まで
郵送の場合は、当日の消印有効

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

様式は自由ですが、氏名及び住所の記載のない場合は、受付をいたしませんのでご了承ください。

(1) 郵送

〒678-8585

相生市旭一丁目1番3号 相生市企画総務部危機管理課危機管理係

(2) ファクシミリ：0791-22-6439

(3) 電子メール：kikikanri@city.aioi.lg.jp

※ 氏名及び住所を忘れず明記してください。

案の入手方法

市ホームページ、市の公文書公開コーナー、危機管理課で閲覧できます。

その他

公開はご意見の内容のみを行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。また、お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問合せ先

相生市企画総務部危機管理課危機管理係 電話番号：0791-23-7132